

○竜王町総合計画策定条例

平成31年竜王町条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、町の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として町長が定めるものをいう。

(2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向および体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想および基本計画で構成する。

3 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定または変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想および基本計画を策定または変更（軽微なものは除く。）するときは、あらかじめ竜王町総合計画審議会条例（昭和62年竜王町条例第4号）に規定する竜王町総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定または変更（軽微なものは除く。）するときは、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第7条 町長は、総合計画を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（竜王町総合基本計画審議会設置条例の一部改正）

第2条 竜王町総合基本計画審議会設置条例（昭和62年竜王町条例第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

（竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年竜王町条例第9号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○竜王町総合計画審議会設置条例

昭和62年竜王町条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、竜王町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 竜王町総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画法に基づく町計画に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第6条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、会議に必要な関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、未来創造課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 竜王町建設基本計画審議会設置条例（昭和45年竜王町条例第27号）および竜王町都市計画審議会条例（昭和44年竜王町条例第18号）は廃止する。